

賃貸借特記仕様書

1	件名	自動体外式除細動器(AED)賃貸借(長期継続契約)
2	借入場所	市民活動支援センター 外163箇所
3	賃貸借期間	令和7年10月1日から令和12年9月30日まで
4	納入業者	指定なし。
5	物件価格(税抜き)	－
6	保守費用	・期限のある保守部品(定期交換対象品)の補充については、交換時期ごとに速やかに交換作業を実施すること。保守部品代と交換作業費は本契約に含むこと。対応は賃貸人が指定する納入業者が行うこと。 ・救命時に使用した部品(電極パッド、バッテリー、救急セット)の部品代と交換作業費は本契約に含むこと。対応は賃貸人が指定する納入業者が行うこと。 ・AED本体の故障については、賃貸借期間無償で修理または交換することとし、その際は代替品を用意すること。対応は賃貸人が指定する納入業者が行うこと。
7	賃貸借物件の設置・撤去費用	・設置は賃貸人によるものとし、費用は賃貸借価格に含まれる。 ・撤去は賃貸人によるものとし、費用は賃貸借価格に含まれる。 ※撤去対象物件のうち、磁気記憶装置が構成部品として存在する場合には、賃貸人は撤去時にデータの消去を行い、データ消去証明書を発行すること。
8	動産総合保険	契約期間中、賃貸人を契約者とする動産総合保険契約を損害保険会社と締結することとする。
9	賃貸借物件の固定資産税	賃貸人の負担として賃貸借価格に含まれる。
10	賃貸借期間満了後の措置	返 還・ 賃借人の所有権に帰属
11	契約方法	地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約によるリース契約(契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができるものとする。)
12	支払方法	別紙AED設置場所一覧表の主管課ごとに請求書を作成し、毎月請求、翌月払いとする。
13	入札金額	60ヶ月リース料率で算定し、月額(税抜き、166台)で記入すること

14	数量・付属品 (AED1台あたり)	・AED本体 1台 ・成人・小児共用電極パッド 2組 ・バッテリー 1個 ・キャリングケース 1個 ・救急セット(構成:タオル、ハサミ、剃刀、グローブ等) 1セット ・取扱説明書(日本語版) 1冊 ・設置表示ステッカー 1枚 【その他】 ・AED壁掛け型収納ケース 9個
15	機器仕様	機器はAED-3250(日本光電製)とする AEDはリモート監視システムにより保守管理ができるものとし、本体1台につき、リモート監視端末を設置する
16	その他	設置場所は別紙参照 令和7年10月1日までに設置を完了し、直ちに使用できるようにすること 落札決定後、速やかに支払金額内訳書を提出すること
17	発注課(連絡先)	市民生活部市民協働推進課市民協働推進担当 電話 048-775-4539 FAX 048-775-0007 mail s53000@city.ageo.lg.jp